

精密機械関係団体各位

お世話になっております。
経産省産業機械課の永井です。

既に報道でご存じかもしれませんが、
今週 11 月 30 日（月）から中国（除く香港・マカオ）との間においてビジネストラック
（※1）及びレジデンストラック（※2）の運用が開始されましたのでお知らせ
いたします。

（※1）中国側はファストトラックと呼称しています。

（※2）※レジデンストラックは9月26日の決定に基づく全ての国・地域からの新規入
国の場合の手続と同様であり、在中国日本国大使館・総領事館においては、10月9日か
ら既に査証申請の受理を開始済

<対象者について>

○中国から日本へのビジネストラック及びレジデンストラックの対象者

【ビジネストラック】

- (1) 短期滞在（商用目的のみ）及び特定の在留資格認定証明書保持者（経営・管理、
企業内転勤、技術・人文知識・国際業務、介護、高度専門職、技能実習、特定技能、
特定活動、教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、研究、教育、介護、
興行、技能、研修）
なお、在留資格を有する外国人の方の再入国について、在留資格による限定はあり
ません。

- (2) 日本又は中国に居住する者であって、日本と中国の間の航空便を利用する者
（直行便を利用する者、又は第三国を経由する場合には、当該経由国に入国許可を受け
て入国することなく日本に到着する者）。

【レジデンストラック】

- (1) 短期滞在（商用目的のみ）及び在留資格認定証明書所持者（在留資格「外交」、
「公用」、「永住者の配偶者等」及び「日本人の配偶者等」を除く）

(2) 日本又は中国に居住する者であって、日本と中国の間の航空便を利用する者

○日本から中国へのファストトラックの対象者

経済貿易、科学技術、文化、教育、スポーツ等の各分野で、中国に渡航する必要がある者及びその家族です。一般入国手続の対象者は、中国ビザ申請サービスセンターのホームページを御確認ください。

詳細は下記 HP からご確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/c_m1/page24_001212.html

なお、12/1 以降に日本から中国に行く場合、駐日中国大使館の HP を見ると搭乗 2 日前以内に PCR 検査の陰性証明及び抗原検査の両検査を行い、ダブル陰性証明を取得し、中国駐日本大使館にグリーン健康コードの申請をした上で、搭乗する必要があるようなのでご注意ください。

<http://www.china-embassy.or.jp/jpn/lfsu/t1836108.htm>

経済産業省

製造産業局 産業機械課

係長（精密機械担当）

永井 健寛

TEL：03-3501-1512-1824250（個人直通 1）

03-3501-1512-73164（個人直通 2）

03-3501-1691（直通）

FAX：03-3580-6394

e-mail：nagai-takehiro@meti.go.jp

〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1
